

会員の登録家族制度新設について

主旨

会員のクラブライフの一層の充実をはかる為、以下の通り会員の登録家族制度を実施します。

1. 会員の登録家族

会員の登録家族とは、会則第 16 条（会員資格の継承）にある承継資格者の範囲を準用し、会員の配偶者、子、子の配偶者、孫とし、倶楽部に登録を要する。

2. 登録と登録料

登録は会員 1 名につき 7 名までとし、所定の手続きによる。

登録料については無料とする。

3. 登録家族の施設利用と優遇料金

施設利用

登録家族の施設利用については、会員同伴を原則とする。

利用日については、倶楽部が定めた日、及び閑散期の平日を原則とし、1 会員につき 1 組とする。

4. 実施期間

平成 23 年 4 月 1 日より。

【お申込み／お手続き】

ゴルフ場フロントにて対応致します。

登録家族優遇料金表一覧

| 期間 | キャディプレー | セルフプレー |
|---------------|---------|---------|
| 1.2.7.8月 | 14,300円 | 10,800円 |
| 3.6.9月 | 15,800円 | 12,300円 |
| 4.5.10.11.12月 | 17,000円 | 13,500円 |

※ 火曜日を除く平日営業日を該当日とする。

※ ゴルフ利用税は含みません。